

中津市貨物運送事業者支援金(物価高騰対応)

物価高騰の影響による輸送費の上昇により、厳しい経営となっている市内貨物運送事業者に対して、経営の安定化を図るための支援金を交付します。

交付対象者

- ① 中津市内に本社等、その他事業拠点となる事業所を有し、当該事業所において貨物運送事業を営んでいること。
- ② 令和7年4月1日時点で貨物運送事業を営んでおり、支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思があること。

※貨物運送事業の範囲

- ◆ 貨物自動車運送事業法における一般貨物自動車運送事業
- ◆ //
- ◆ 特定貨物自動車運送事業
- ◆ //
- ◆ 貨物軽自動車運送事業

中津市ホームページ
(支援金) →



支援金交付額

交付対象車両 × 支援金単価

支援金上限 : 法人 **50万円**、個人 **15万円**

業種	交付対象車両	支援金単価
一般貨物自動車運送事業	①令和7年4月1日時点で、国土交通大臣に貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされている車両、ただし抜けん引車は除く ②自動車検査証における使用者が交付対象者であり、使用の本拠の位置が中津市であること	普通自動車 5万円/台
特定貨物自動車運送事業		小型自動車および軽自動車 2.5万円/台
貨物軽自動車運送事業		

交付手続きの流れ

※申請は1事業者につき1回まで

① 支援金交付申請【必要書類】

- ☐ 中津市内に本社等、その他事業拠点となる事業所を有し、当該事業所において貨物運送事業を営んでいることが確認できるもの(確定申告書、事業開業届、履歴事項全部証明書等の写し等)
- ☐ 令和7年4月1日時点で貨物運送事業を営んでいることが確認できるもの
(国土交通大臣の許可証、更新許可証、貨物軽自動車運送事業経営届出書、変更等届出書のいずれかの写し)
- ☐ 交付対象車両すべての自動車検査証の写し(有効期限のあるもの)
(電子車検証が発行された車両は、「自動車検査証記録事項の写し」)
- ☐ 通帳の写し(申請者名義で口座番号、フリガナが確認できるもの)

② 支援金交付(不交付)決定通知、支払い

交付決定した場合は、支払予定日を通知し、支援金をお支払い致します。

■申請期間 令和7年4月7日(月)～令和7年8月29日(金)まで 郵送の場合は当日消印まで有効

※申請書類は下記へ電子申請または郵送で提出をお願い致します。
電子申請 または 郵送ができない場合は、下記の窓口を持参して下さい。

≪郵送先≫
〒871-8501

中津市豊田町14番地3

中津市役所 企業立地・雇用対策課 あて

電子申請フォーム
(支援金) →



≪窓口≫

中津市役所本庁舎 2階

企業立地・雇用対策課

受付時間 平日 8:30～17:15

≪問合せ先≫

TEL:(0979) 62-9020

不正が発覚した場合は、申請者の法人名、屋号、氏名等を公表する場合があります。